

捨
印

年 月 日

運輸局長 殿
運輸支局長 殿

住 所

事 業 者 名

代 表 者 名

(印)

電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称

住 所

代 表 者 名

2. 事業の種別

- 一般貨物自動車運送事業
- 特定貨物自動車運送事業
- 軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

その他()

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料
 (削除)車両留置料
 (変更)実費負担

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成29年11月4日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款の改正により、新たに待機時間料、積込料及び取卸料が規定され、約款に従い料金を收受するため。

【積込料及び取卸料について】

(新)

	上限	下限
時間ごとに	円	円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受

※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

	上限	下限
分を超える場合において 分までごとに	円	円

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで		2トン車 まで		3トン車 まで		4トン車 まで		5トン車 まで		6トン車 まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	1,230 円	1,120 円	1,360 円	1,240 円	1,460 円	1,330 円	1,560 円	1,420 円	1,710 円	1,560 円	1,880 円	1,710 円
車種別 時間	8トン車 まで		10トン車 まで		12トン車 まで		14トン車 まで		14トン車を超える2トン を増す車種ごとに			
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	2,140 円	1,950 円	2,360 円	2,150 円	2,460 円	2,240 円	2,660 円	2,420 円	200 円	180 円		

<別紙②>

【積込料及び取卸料について】

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を收受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて收受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受します。

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を收受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を收受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え 4トンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

【実費負担について】

(新)

25.荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として收受します。

(旧)

25.荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として收受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業